

第1章 総則

1. 本会は木風小学校 PTA と呼び事務所を木風小学校に置く。
2. 本会は家庭と学校及び地域が理解と協力の精神をもって児童の健全な育成を目指し、併せて会員相互の親睦・交流を目的とする。
3. 本会の会員は本校児童の保護者と本校職員をもって構成する。

第2章 活動

4. 本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 家庭と学校との連絡を密にし、教育上の諸行事に協力する。
 - (2) 会員の親睦と教養の向上に努める。
 - (3) 児童の生活環境の維持・改善と教育諸設備の充実に努める。
 - (4) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体・機関と必要に応じ協力する。
 - (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動を行う。

第3章 執行部

5. 本会に次の執行部を置く。
 - (1) 会長 1 名（保護者）
 - (2) 副会長 2 名以上（保護者 1 名以上、教職員 1 名）
 - (3) 書記 2 名（保護者 1 名、教職員 1 名）
 - (4) 会計 2 名（保護者 1 名、教職員 1 名）
 - (5) 顧問 2 名以内（学校長、及び会長が指名した者）
ただし、副会長、書記、会計は必要に応じて若干名を加えることができる。
6. 執行部員の選任方法
会長・副会長は総会において会員より選任する。書記・会計は、会長が委嘱し、総会の承認を受ける。選任方法は付則 4 に規定する。
7. 執行部員の任期は 1 年とし再任を妨げない。執行部員に欠員が生じた時は補充し、その任期は前任者の残期とする。執行部員は、任期終了後も後任者決定までは職務を執行する。
8. 執行部の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、本会運営の円滑化を図る。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態がある時はその職務を代行するとともに、本会の事業の立案計画をし、役員会の運営にあたる。
 - (3) 書記は、総会及び役員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項の記録をし、必要に応じて会員に通知する。
 - (4) 会計は、本会の一切の会計事務を処理し、会計監査を経て総会に報告する。
 - (5) 顧問は、会長の諮問に応じ、また総会・役員会・執行部会に出席して、意見を述べることができる。
9. 執行部員に不測の事態がある場合や会員の資格を喪失した時、後任の執行部員が総会で承認されるまで、他の執行部員が兼任できる。

第4章 監査

10. 本会は次の通りとする。

- (1) 監査 2名（保護者1名、教職員1名）
- (2) 監査は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。
ただし、監査は必要に応じて若干名を加えることが出来る。
- (3) 監査は総会において会員より選任する。選任方法は付則4に規定する。
- (4) 監査の任期は1年とし再任を妨げない。監査に欠員が生じた時は補充し、その任期は前任者の残期とする。
監査は、任期終了後も後任者決定までは職務を執行する。

第5章 会議

11. 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会（定期総会及び臨時総会） (2) 役員会 (3) 執行部会

12. 総会

- (1) 総会は本会最高の決議機関で、予算決議の承認、役員の選出、会則の制定変更、その他の重要事項の審議を行う。
- (2) 会長又は役員会が必要と決めた時、又は会員の3分の1以上の要求により、臨時総会を開くことができる。
- (3) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。
また、役員会が必要と認めた場合は書面にて総会を行うことができる。
- (4) 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を要する。ただし、書面による総会は会員の過半数の賛成を要する。

13. 役員会

役員会は総会に次ぐ重要な決議実行の機関で、本会の執行部及び各学年部役員で構成し、必要に応じて役員会を開き案件の処理にあたる。

(1) 学年部

- (ア) 学年部は各学年部役員及び教職員で構成し、活動を行う。
- (イ) 選出方法は、各学年より4名以内の委員を選出する。
ただし、必要に応じて若干名を加えることが出来る。
- (ウ) 次の職務を行う。
 - ① 学年活動（懇談会・給食試食会等）に関する事。
 - ② PTA主催イベント活動への協力に関する事。
 - ③ 市P連外郭団体の行事参加に関する事。
 - ④ PTAの広報活動（企画・発行等）に関する事。
 - ⑤ 運動会（準備全般等）に関する事。
 - ⑥ 学校保健委員会の運営に関する事。
 - ⑦ 就学时健康診断に関する事。

14. 執行部会

執行部会は、会長を議長とし、副会長、書記、会計で構成し、必要に応じて監査、顧問、学年部代表の出席を要請できる。次の職務を行う。

- (1) 本会の会務を円滑に遂行するための企画運営及び連絡・調整
- (2) 総会、及び役員会から要請された事項の処理
- (3) 学校及び関係機関・団体との渉外事項の処理

第6章 会 計

15. (1) 本会の経費は会員の会費その他の収入をもって充てる。
- (2) 会費の金額は、年度毎に見直しをおこなう。金額については、検討・決定後に総会などで速やかに会員に周知する。
- (3) 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- (4) 会計については、年1回以上会計監査を行う。
- (5) 会計帳簿等の保管期間は6年間とする。

付則

1. 本会は、あくまで教育的な団体で、宗教や政党の色彩を排除し、また、営利を目的とする事業は行わない。
2. 本会の慶弔規程・旅費規程は別に定める。
3. 執行部及び監査の選任は立候補又は会員からの推薦によるものとする。
4. 本会の個人情報取扱規程は別に定める。

(平成28年4月 改正)

(平成29年4月 改正)

(平成31年1月 改正)

(令和2年 4月 改正)

(令和3年 4月 改正)

(令和5年 4月 改正)